

食品流通対策に関する行政評価・監視

—食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として—

資料編

資料 1	卸売市場の区分、卸売市場での取引の流れ等	1
資料 2	第 8 次卸売市場整備基本方針における中央卸売市場の再編 基準、第 8 次中央卸売市場整備計画の進捗状況	2
資料 3	事業導入効果の測定方法	3
資料 4	10 市場における電子商取引実証モデル事業費、電子商取引実証 モデル事業による対象物品の取扱状況	4
資料 5	卸売市場法における主な規制緩和の経緯、中央卸売市場における 取引規制及び当該規制に係る手続に関する意見	5
資料 6	卸売市場の施設整備に係る不適切事例①	6
資料 7	卸売市場の施設整備に係る不適切事例②	7
資料 8	食品生産製造等提携事業における目標の達成状況	8
資料 9	平成 17 年度から 19 年度において新商品開発を行った事業実施 主体の 20 年度における目標（販売量）の達成状況	9
資料 10	補助事業の執行に係る不適切事例①	10
資料 11	補助事業の執行に係る不適切事例②	11
資料 12	補助事業の執行に係る不適切事例③	12
資料 13	補助事業の執行に係る不適切事例④	13
資料 14	補助事業の執行に係る不適切事例⑤	14
資料 15	補助事業の執行に係る不適切事例⑥	15

卸売市場の区分、卸売市場での取引の流れ等

卸売市場は、卸売市場法第 2 条において、表 1 のとおり、中央卸売市場、地方卸売市場に区分されている。また、卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数等については、表 2 のとおりである。

表 1 卸売市場の区分

区 分	中央卸売市場	地方卸売市場
開設者	農林水産大臣の認可 (開設主体は都道府県、人口 20 万人以上の市等に限定)	都道府県知事の許可 [開設主体に限定なし(公設、 第 3 セクター、民営)]
卸売業者	農林水産大臣の許可	都道府県知事の許可
仲卸業者	開設者の許可	(必要に応じて都道府県知 事が規定)
売買参加者	開設者の承認	

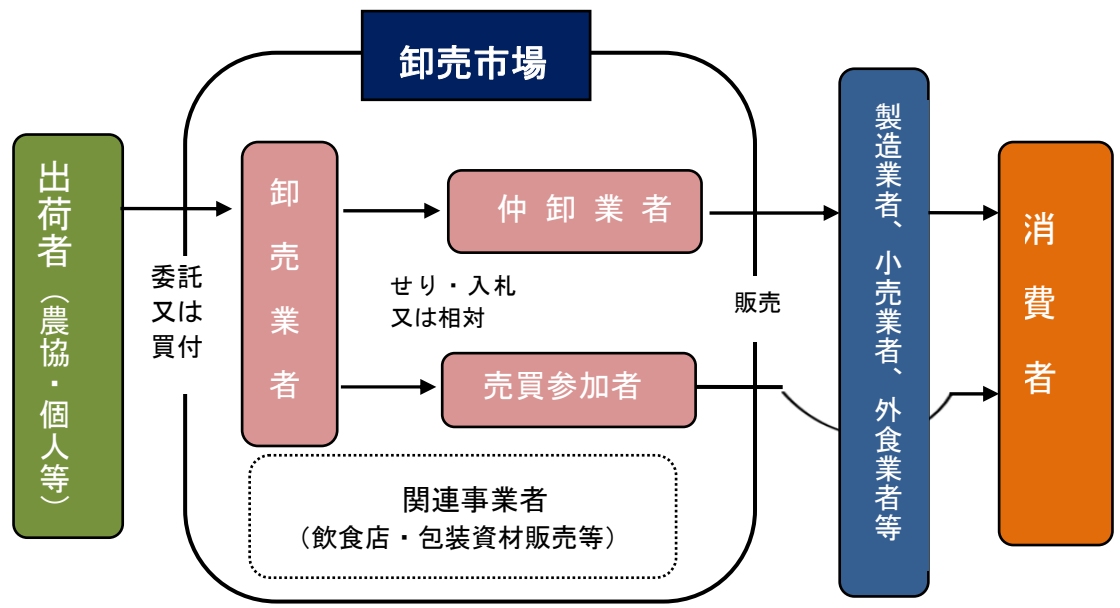
(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 2 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数

区 分	市場数	取扱金額 (億円)	卸 売 業者数	仲 卸 業者数	売 買 参加者数
中央卸売市場	76 (47 都市)	44,021	218	4,418	37,430
うち青 果	61 (46 都市)	19,960	86	1,677	17,284
水産物	48 (42 都市)	20,014	83	2,536	6,502
食 肉	10 (10 都市)	2,328	10	80	1,833
花 き	23 (19 都市)	1,434	29	102	11,204
その他	7 (5 都市)	285	10	23	607
地方卸売市場	1,207 (うち公設 156)	34,013	1,416	2,171	138,287

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
 2 中央卸売市場における市場数、卸売業者数は平成 21 年度末、その他は 20 年度末の数値である。
 また、地方卸売市場は、取扱金額が平成 19 年度、その他は 20 年度当初の数値である。

〔卸売市場の取引の流れ〕



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

第 8 次卸売市場整備基本方針における中央卸売市場の再編基準

指 標	基 準	備 考
① 開設区域内における取扱数量	当該市場における取扱数量が当該市場に係る開設区域内における需要量未満であること	「開設区域内需要量」 ＝開設区域内人口× 1人当たり年間需要量
② 中央市場としての取扱数量	当該市場の取扱数量が下記数量未満であること ア 青果にあつては6万5,000トン未満 イ 水産物にあつては3万5,000トン未満 ウ 花きにあつては6,000万本相当未満	
③ 取扱数量の減少率	当該市場における取扱数量が直近3年連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が下記の数値以上であること ア 青果にあつては9.9%以上 イ 水産物にあつては15.7%以上 ウ 食肉にあつては10.5%以上 エ 花きにあつては7.4%以上	
④ 一般会計からの繰出等	ア 当該市場の特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年連続して総務省で定める基準を超えていること イ 取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年連続して流動比率、自己資本比率、経常損失いずれかが基準以下であること	総務省で定める基準： 営業費用の30%、市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（利子支払額については平成4年度以降の同意等に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の1/2

- (注) 1 農林水産省の第8次「卸売市場整備基本方針」（平成16年10月1日策定）に基づき当省が作成した。
2 農林水産省の第9次「卸売市場整備基本方針」（平成22年10月26日策定）では、「③取扱数量の減少率 ウ 食肉にあつては10.5%以上」の規定が削除されている。また、①について、開設区域外への出荷割合が高い場合の例外についてのただし書きとして「②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であつて、ア 青果物にあつては45%以上、イ 水産物にあつては60%以上、ウ 花きにあつては60%以上である場合にはこの限りではない」が加わっている。

第 8 次中央卸売市場整備計画の進捗状況

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	18 から 21 年度計	22 年度	23～26 年度
再編基準に該当した市場の再編 (A)	1 地方転換	4 地方転換	3 地方転換	0	8 地方転換	2 地方転換	1 (注3) 統合・廃止
上記以外の市場の再編 (B)	1 地方転換	0	0	3 地方転換	4 地方転換	1 地方転換	4 (注4) 地方転換・統合・廃止
再編市場数 (A+B)	2	4	3	3	12	3	5
再編の進捗状況	再編済	再編済	再編済	再編済	—	再編済	再編済2 (B) (注5)

- (注) 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画」に基づき当省が作成した。
2 「上記以外の市場の再編(B)」は、全て自主的な再編である。
3 表中「1」市場は、福岡市中央卸売市場東部市場である。
4 表中「4」市場は、甲府市中央卸売市場、富山市中央卸売市場、秋田市中央卸売市場（青果部及び水産物部）及び福岡市中央卸売市場西部市場である。
5 甲府市中央卸売市場及び富山市中央卸売市場は、平成23年4月1日に地方卸売市場に転換した。

「費用対効果分析指針（食品流通の合理化関係）」による事業導入効果の測定方法

◎ 投資効率は、以下により算出

$$\text{投資効率は} = \frac{\text{妥当投資額（注1）} - \text{廃用損失額（注2）}}{\text{総事業費}}$$

（注1）「妥当投資額」：毎年発現される年総効果額を現在価値に割り戻した額

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額（注3）}}{\text{還元率（注4）}}$$

（注2）「廃用損失額」：当該事業により廃用する既存施設がある場合の残存価値の金額

（注3）「年総効果額」：事業により1年の間に生じる効果を金額に換算
（事業により様々な種類の効果が見込まれるので、その全てを金額に換算し合計）

（注4）「還元率」：事業による効果は、単年で発生するだけでなく、施設の耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが総効果額となるが、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも収益を生み出すものもあるので、その分を毎年の各年の効果額から割り引く率

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1} \quad [i : \text{割引率（注5）} = 0.04、n : \text{耐用年数（注6）}]$$

（注5）「割引率」：一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって毎年度発現される年効果総額を計画時の価値に割り戻すための率（効果発生期間中の金利に相当し、この金利は最近の長期金利などを参考に決定）

なお、割引率0.04は、平成11年3月に建設省が公表した「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」による

（注6）「耐用年数」：減価償却資産が利用に耐える年数。施設の構成部により耐用年数が異なる場合には、費用に応じて加重平均を取って便宜上の耐用年数を算出（総合耐用年数）

（注）農林水産省の資料により当省が作成した。

資料4

10市場における電子商取引実証モデル事業費

(単位：千円、%)

年度 (市場数)	実施市場名	総事業費	市場別の主な 事業費(a)	aの内訳	
				システム開発費	実証試験費
平成18 (3)	札幌市中央卸売市場	145,000	45,001	30,510	14,491
	仙台市中央卸売市場		45,000	29,400	15,600
	東京都中央卸売市場大田市場		44,935	33,705	11,230
	小計		134,936	93,615	41,321
19 (4)	千葉市中央卸売市場	135,532	28,950	15,000	13,950
	横浜市中央卸売市場本場		33,941	25,200	8,741
	大阪市中央卸売市場東部市場		32,400	25,970	6,430
	姫路市中央卸売市場		34,000	23,150	10,850
	小計		129,291	89,320	39,971
20 (3)	青森市中央卸売市場	106,528	28,650	14,000	14,650
	東京都中央卸売市場豊島市場		32,000	12,950	19,050
	神戸市中央卸売市場東部市場		31,601	22,680	8,921
	小計		92,251	49,630	42,621
(10)	合計	387,060 (100)	356,478 (92.1)	232,565 (65.2)	123,913 (34.8)

(注) 1 財団法人食品流通構造改善促進機構の資料に基づき当省が作成した。

2 本表は、昭和18年度から20年度までに農林水産省の電子商取引実証モデル事業を実施した中央卸売市場について作成した。

3 「合計」欄の()内は、構成比である。

電子商取引実証モデル事業による対象物品の取扱量の割合

(単位：%)

年度 (市場数)	実施市場名	品目内訳	電子商取引を経由した取扱数量の割合	
			開始年度	翌年度
平成18 (3)	札幌市中央卸売市場	バナナ	2.2	3.4
	仙台市中央卸売市場	冷凍水産物等	<u>0.008</u>	0.05
	東京都中央卸売市場大田市場	花き(胡蝶蘭)	0.003	0.0001
19 (4)	千葉市中央卸売市場	キャベツ、 だいこん等	4.4	<u>8.8</u>
	横浜市中央卸売市場本場	にんじん、 たまねぎ等	0.45	1.1
	大阪市中央卸売市場東部市場	オレンジ等 輸入野菜	5.3	7.1
	姫路市中央卸売市場	かまぼこ、 ちくわ等	0.4	0.14
20 (3)	青森市中央卸売市場	にんじん、 ごぼう等	0.9	1.7
	東京都中央卸売市場豊島市場	だいこん、 ばれいしょ	0.4	0.1
	神戸市中央卸売市場東部市場	花き(切り花)	0.08	0.08
計			最高8.8 最低0.008 (平均2.28)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「電子商取引を経由した取扱数量の割合」は、モデル地区となった卸売市場(卸売業者)における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合で、事業実施市場から農林水産省への実績報告書による。

3 東京都中央卸売市場大田市場及び神戸市中央卸売市場東部市場は、取扱金額による割合であるため、「合計」欄の最高、最低及び平均の対象から除外した。

4 下線の数値は、割合の最低、最高を、また、網掛した数値は、事業の開始年度の翌年度に割合が低下したものを表す。

卸売市場法における主な規制緩和の経緯

制定時（昭和 46 年）	改正（平成 11 年）	改正（平成 16 年）
せり・入札原則	せり入札原則の廃止	—
委託集荷の原則	委託集荷原則の緩和（需要が比較的安定している生鮮食料品等に係る例外）	委託集荷原則の廃止
商物一致の原則	商物一致原則の緩和（卸売業者の申請保管場所に係る例外）	商物一致原則の緩和（電子商取引の場合の例外）
第三者販売・直荷引きの原則禁止	—	第三者販売・直荷引きの弾力化
卸売手数料の公定制	—	卸売手数料の弾力化
兼業業務等の届出制	—	兼業業務等の届出制の廃止
市場外での販売活動に関する規制	—	市場外での販売活動に関する規制の廃止

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

中央卸売市場における取引規制及び当該規制に係る手続に関する意見

区分	市場関係者の意見の類型	事 項
A	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	① せり開始時刻前の卸売の承認申請 ② 相対取引の承認申請 ③ 第三者販売の許可申請 ④ 直荷引きの許可申請
B	卸売市場法に規定のない書類の提出を業務運営通知等で規制しているものについて見直し	① 販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請 ② 出荷奨励金の交付の承認申請 ③ 完納奨励金の交付の承認申請 ④ 出荷奨励金、完納奨励金の交付届
C	民間の業務実態を把握する等の目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	① 支払猶予の特約の承認申請 ② 受託契約約款の承認申請 ③ 事業報告書の提出
D	流通環境に適応するための手続の簡素化等	① 市場間連携及び業者間連携の承認申請 ② 市場外指定保管場所の申請 ③ 電子商取引の承認申請 ④ 市場取引委員会の調査審議
E	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	① 卸売予定数量の公表及び結果の報告 ② せり人の登録、更新の登録及び登録の抹消申請等

（注） 当省の調査結果による。

卸売市場の施設整備に係る不適切事例①

投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため、投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの

(名古屋市中心卸売市場本場：平成 16 年度太物棟新築整備事業)

「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」(平成 14 年 8 月 1 日付け 14 総合第 2199 号農林水産省総合食料局長通知)では、卸売市場施設整備事業について、「事業の実施段階において施設等の導入効果を定量的に測定し、事業の採択を行うことにより、事業の実施過程における透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図ることとする。」とされている。

今回調査した名古屋市では、太物(鮮魚まぐろ類)の卸売場(買荷保管・積込所等)の整備を行うに当たり、愛知県卸売市場整備計画(第7次)において、水産物の取扱数量を、表1のとおり平成12年度の829t/日から22年度に871t/日に5%増加するとしていることを根拠に、名古屋中央卸売市場本場でも12年度の2万1,096tから22年度に2万2,151tに5%増加するとして、事業導入効果測定調書の「取扱量向上効果」を算出している。この結果、投資効率は1.29となり、農林水産省は同事業を採択している。

しかし、同市場における水産物の取扱数量は、表2のとおり、平成12年度は前年度より増加しているものの、11年度を100とすると15年度は89.3に減少しており、12年度の数量を基準として22年度まで5%増加するとした本事業の投資効率の算出は適切ではないと考えられる。

なお、上記のとおり、水産物の取扱数量は減少傾向となっていることから、当省が上記の「取扱量向上効果」を含めずに投資効率を算出したところ、同事業の投資効率は0.3となり、事業採択の要件となる「1」を下回る。

[総事業費7億6,562万3,000円(国費1億5,700万円)]

表1 費用対効果分析のうち「取扱量向上効果」の算出

取扱数量		効果発生量 (b-a) t/年	年効果額 (千円/年)	投資効率の状況
現況(a)t/年	整備後(b)t/年			
20,083	22,151	2,068	78,582	78,582千円は年総効果額105,810千円のうち、74.3%を占めている。投資効率は1.29と算出
平成11-15の平均数量を記載(表2参照)	平成12年度数量が22年度までに5%増加すると設定	現況(a)と整備後の目標(b)の差	効果発生量に単価、純益率を乗じて算出。投資効率に使用	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表2 名古屋市中心卸売市場本場における取扱数量の推移 (単位：t)

年 度	平成 11	12	13	14	15	16
取扱数量(t)	20,660 (100)	21,096 (102.1)	20,504 (99.2)	19,705 (95.4)	18,450 (89.3)	17,131 (82.9)
平均	20,083					
年 度	平成 17	18	19	20	—	—
取扱数量(t)	17,184 (83.2)	15,203 (73.6)	14,381 (69.6)	14,055 (68.0)	—	—

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 ()内は、平成11年度を100とした場合の指数である。

卸売市場の施設整備に係る不適切事例②

投資効率の算出を誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていなかったもの

(川崎市地方卸売市場南部市場：平成 19 年度青果低温倉庫保冷設備改良事業)

強い農業づくり交付金実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知)では、「事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行う」こととされている。具体的には、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省総合食料局長等通知)に基づき、投資効率が「1」を上回ることが事業採択の要件とされている。

今回調査した川崎市では、投資効率を算出するに当たって、算出要素の還元率を誤って算出したため、下表のとおり、採択基準の 1 を上回る 1.93 と算出している。一方、当省が投資効率を算出したところ、下表のとおり 0.83 であった。

しかし、神奈川県及び関東農政局もこの誤りに気付かないまま、投資効率が「1」を下回っている(注)にもかかわらず事業を採択しており、事業採択の可否を判断する上で重要な事業導入前における投資効率の審査が厳格に行われていない。

なお、農林水産省は、当省の調査結果を踏まえ、平成 22 年 9 月、再度、川崎市地方卸売市場に投資効率の見直しを指示したところ、施設の維持管理経費に関する年効果額を含めていないことが判明し、再計算を行った結果、投資効率は 1.05 になったとしている。

(注) 事業採択時の事業実施計画に記入した年効果額のみで正しく計算した場合である。

[総事業費 5,592 万 5,000 円(国費 1,864 万 4,000 円)]

表 投資効率の算出に用いた数値

区 分	川崎市の事業実施計画に記入されている数値	当省の算出結果
総事業費 (a)	73,498 千円	73,498 千円
年総効果額 (b)	6,121 千円	6,121 千円
総合耐用年数 (c)	13 年	13 年
資本還元率 (d)	0.0432	0.1001
妥当投資額 ((e)=(b/d))	141,689 千円	61,149 千円
廃用損失額 (f)	0 円	0 円
投資効率 (g)=((e-f)/a)	1.93	0.83

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 網掛けの箇所は、算出が誤っているもの及び当省の算出結果である。

資料 8

食品生産製造等提携事業における目標の達成状況

(単位：件、取引)

管轄農政局等	構造改善計画の認定事業の件数				認定事業に基づく取引による目標取引量の達成状況（取引数）							
	うち実績報告書が未提出のもの	うち計画取下げのもの	うち実績報告書が提出されたもの	取引中止等	未達成				達成	不明	合計	
					5~24%	25~49%	50~74%	75~99%	100%以上			
本省 (北海道)	4	0	0	4	0	0	1	1	1	1	0	4
東北	15	0	0	15	2	2	5	11	12	3	0	35
関東	46	7	0	39	3	2	2	8	12	37	0	64
東海	18	3	1	14	0	0	0	1	4	14	0	19
近畿	35	2	3	30	5	1	9	7	6	30	8	66
中四国	21	2	1	18	2	0	3	12	4	11	1	33
九州	6	0	1	5	3	1	1	2	2	6	0	15
計	145	14	6	125	15	6	21	42	41	102	9	236
						(110)						

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、平成13年度から20年度までに認定されたもののうち21年度までに実績報告書の提出期限が到来している13年度から15年度までの認定事業を対象に作成した。ただし、本省(北海道に係るもの以外)及び北陸農政局で認定された事業並びに認定の実績がない沖縄総合事務局は除く。
 3 「取引中止等」は、取引中止のもの(14取引)及び取引が実際には行われていないもの(1取引)である。

資料 9

平成 17 年度から 19 年度において新商品開発を行った事業実施主体の
20 年度における目標（販売量）の達成状況

(単位：製品、%)

管轄農政局等	新商品開発事業に取り組んだ事業実施主体	事業年度	平成 20 年度における達成状況										
			新商品数 ①	販売されている製品数						商品化されたが販売されていない製品数 (①に対する割合)	未商品化	不明	
				目標に達している製品数		目標に達していない製品数							
				(①に対する割合)	(①に対する割合)	(①に対する割合)	(①に対する割合)						
本省 (北海道)	北海道食品産業協議会	平成 17	7	6	85.7	0	0.0	6	85.7	1	14.3	0	0
	北海道食料産業クラスター協議会	18 19	10 14	7 6	70.0 42.9	0 0	0.0 0.0	7 6	70.0 42.9	3 7	30.0 50.0	0 0	0 1
東北	宮城県食料産業クラスター全体協議会	19	7	6	85.7	0	0.0	6	85.7	0	0.0	1	0
関東	栃木県食品産業協会	17	3	3	100.0	0	0.0	3	100.0	0	0.0	0	0
		18	5	5	100.0	1	20.0	4	80.0	0	0.0	0	0
	栃木県食料産業クラスター協議会	19	6	5	83.3	1	16.7	4	66.7	1	16.7	0	0
	茨城県食品産業協議会	19	4	4	100.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	0	0
	群馬県食品産業協議会	17	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0
		18	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0
	神奈川県食品産業協議会	17	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
		18	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	東京都食品産業協議会	18	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0
	東京都食料産業クラスター協議会	19	1	1	100.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0
	山梨県食品産業協議会	17	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	長野県食料産業クラスター協議会	19	11	5	45.5	1	9.1	4	36.4	0	0.0	6	0
	長野県農産加工品開発推進協議会	17	4	2	50.0	1	25.0	1	25.0	2	50.0	0	0
18		3	2	66.7	1	33.3	1	33.3	1	33.3	0	0	
静岡県食料産業クラスター協議会	19	1	1	100.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0	
北陸 (石川)	石川県食品協会	17	11	3	27.3	0	0.0	3	27.3	8	72.7	0	0
		18	10	5	50.0	0	0.0	5	50.0	4	40.0	1	0
	石川県食料産業クラスター協議会	19	2	1	50.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0
中四国	香川県食料産業協議会	17	3	3	100.0	1	33.3	2	66.7	0	0.0	0	0
九州	熊本県食料産業クラスター協議会	18	4	2	50.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	2	0
		19	3	2	66.7	1	33.3	1	33.3	0	0.0	1	0
沖縄	沖縄食料産業クラスター協議会	19	6	3	50.0	1	16.7	2	33.3	3	50.0	0	0
合計	19 事業実施主体 (26 事業)		121	75	62.0	11	9.1	64	52.9	34	28.1	11	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新商品数」は、当初の事業計画で開発することとしていた商品数である。

3 「商品化されたが販売されていない製品数」は、平成 17 年度から 19 年度に商品化したものの、商品の開発断念、製造販売中止等により、平成 20 年度の販売実績がない製品数である。

4 東海農政局では、平成 17 年度から 19 年度において新商品の開発を実施していないため、本表から除く。

5 近畿農政局では、平成 18 年度以降の事業成果報告書の受理がないため、本表から除く。

補助事業の執行に係る不適切事例①

複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの

〔食農連携促進事業等(中央事業)〕

社団法人食品需給研究センター（以下「需給センター」という。）の契約規程では、「契約を締結するときは、すべて一般競争入札による」とされている。なお、予定価格が 160 万円以下の契約の場合は、随意契約の方法により締結することができる」とされている。

今回、需給センターが平成 18 年度から 20 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した事業において、契約金額が 160 万円を超える 11 契約を調査したところ、いずれも一般競争入札を行っていない。なお、11 件の契約の中から金額の高い 3 契約の内容をみたところ、需給センターでは、食料産業クラスター分析調査業務等を内容とする 2 契約（平成 19 年度 991 万 5,150 円、20 年度 1,103 万 6,550 円）について、同一の事業者と随意契約を締結しており、その理由として、①経済産業省が進める「産業クラスター」の施策に係る中間評価を行った実績を有するシンクタンクであること、②「産業クラスター」に関して、食料分野における実績を残しているシンクタンクはほかにないこと等を挙げている。

しかし、食料産業クラスター分析調査業務等を実施するに当たって、食料分野において実績を有しているシンクタンクはほかにもみられることから、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

補助事業の執行に係る不適切事例②

申請できない経費を交付していたもの

〔加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業〕

社団法人日本施設園芸協会（以下「園芸協会」という。）が、平成 20 年度に国庫補助金を受けて実施した加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業（補助額：4,205 万 7,000 円）では、人件費として 1,833 万 7,000 円を支出している。

「平成 20 年度農業競争力強化対策民間団体事業公募要領」（平成 20 年 1 月農林水産省生産局作成）では、申請できない経費として、事業支援者等（注）に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）を挙げている。

しかし、園芸協会では、申請できない経費も含めて下表のとおり農林水産省に交付申請し、補助を受けている。

一方、農林水産省は、園芸協会の人件費の支出内容を十分に確認せずに補助金の額を確定している。

これらの経費については、農林水産省が精査の上、交付請求できない経費を確定した上で返還を命ずる必要があると考えられる。

（注）事業を実施するための業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者

表 平成 20 年度加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業における支出実績

（単位：千円、％）

区 分	金 額	事業費における割合
賃金（園芸協会職員の給与）	11,771	28.0
賃金（園芸協会職員の事業従事者）	2,314	5.5
給与（注 2）	1,296	3.1
社会保険料	1,745	4.1
通勤費	1,212	2.9
人 件 費 計	18,337	43.6
一般管理費	1,550	3.7
委員会開催費（謝金、旅費等）	706	1.7
現地調査費（謝金、旅費等）	2,366	5.6
委託費（実証試験等）	9,237	22.0
研修（謝金、旅費、会場借料等）	4,635	11.0
シンポジウム開催費（謝金、旅費、会場借料）	2,839	6.8
報告書作成等	2,386	5.7
合計	42,057	100.0

（注）1 農林水産省及び園芸協会の資料に基づき当省が作成した。

2 12月に賃金とは別に「給与」名目で支出されていることから、ボーナスの趣旨があると考えられる。

3 「金額」は四捨五入のため合計値と一致しない。「事業費における割合」は、小数点以下第 2 位を四捨五入したため合計値と一致しない。

事業実施主体の職員が作業を実施したため経費が割高になっていたもの

〔通い容器等の普及促進に係る事業等〕

社団法人農協流通研究所(以下「農流研」という。)は、平成 20 年度の新技术活用ビジネスモデル実証・普及事業において、通い容器の流通管理システムの構築事業(5,300 万円)を実施している。この経費のうち、プログラム開発費は、課題提案書において全額外部委託するとされていたが、当該事業費の支出内容をみたところ、事業の一部(プログラム開発:人件費 582 万円)を農流研が実施していた。

そこで、農流研が直接実施した理由を聴取したところ、「課題提案書提出時点においては、S 社に対して本プログラムの開発を依頼する計画だったが、その後に生じた新たなプログラム開発業務を含めて提示された金額は、約 3,000 万円であり、当初のプログラム開発費(2,380 万円)を大幅に超過した結果、契約に至らなかった」ためとしている。

一方、当該業務に係る外部委託の支出内容をみたところ、Y 社と 1,796 万 8,000 円(うち人件費 1,400 万円)の請負契約を締結しているが、Y 社の見積書(プログラム工程単価)を基に、当該業務の全てを Y 社が実施した場合の経費を当省が試算したところ農流研が事業の一部を直接実施する方が割高となっている。

具体的には、下表のとおり、農流研の人件費の単価 44,427 円(プログラム開発に係る業務の担当者の平均単価)に対し Y 社は 36,000 円であり、一人 1 日当たり単価は農流研の方が 8,427 円高い額となっている。また、農流研の従事日数 131 人日分を、Y 社が実施した場合で比較すると、農流研の方が 110 万 4,000 円割高となっており、プログラム開発を専門とする外部機関が請負うことにより、作業日数の短縮化が図られる等、より効率的に事業が実施されたものと考えられる。

また、農流研では、プログラム開発に係る業務の一部を自ら実施した理由について、当該事業の検討委員会において、機密性の高い情報(ID、パスワードの作成、発行等)の取扱いは、事業実施主体である農流研が行うべきであるとの強い要望があったためであるとしているが、補助事業における機密性は、外部機関が実施する場合においても、当然担保されるものであることから、このことを理由として事業実施主体が自ら実施する必要性は低い。

表 プログラム開発における農流研と Y 社の人件費の比較

(単位:円、日)

区分		一人 1 日当たりの単価	従事日数	金額	
農流研	担当者 A	45,000	68	3,060,000	
	担当者 B	45,000	48	2,160,000	
	担当者 C	40,000	8	320,000	
	担当者 D	40,000	7	280,000	
	計 (a)	(平均単価) 44,427	131	5,820,000	
Y 社 (b)		36,000	131	4,416,000	
		単価差 (a)-(b)	8,427	過大となる額	1,104,000

- (注) 1 農林水産省及び農流研の資料に基づき当省が作成した。
2 Y 社の従事日数は、農流研と同数とみなして計算した。

補助事業の執行に係る不適切事例④

人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの

〔通い容器等の普及促進に係る事業等〕

財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「食流機構」という。）は、平成 20 年度に実施した総合食料局関係事業（卸売市場連携物流最適化事業、食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業、新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業）に係る人件費として、2,338 万 1,000 円を申請しているが、3 事業とも事業実績報告書の根拠資料において、「平成 20 年度の農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領」（以下「公募要領」という。）で示された、労働時間、日数に応じた経費の積算を行わず、下表のとおり、事業に要した人件費の総額のみを示し経費として計上している。

一方、農林水産省は、公募要領において、事業に要した人件費について、労働の対価として支払う経費の積算根拠を求めている。また、農林水産省は、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、補助事業等の完了後の額の確定に係る審査を厳格に行うため、事業報告書の内容について、関係資料との整合性を審査することとしている。

しかし、農林水産省は、当該事業について、事業に要した労働時間、日数に応じた経費の積算内容を確認せずに補助金の額を確定している。

表 食流機構が実施した総合食料局関係事業（平成 20 年度）

（単位：千円）

区分	事業費	うち人件費
卸売市場連携物流最適化事業	49,035	5,851
食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業	36,135	15,750
新技術活用ビジネスモデル実証普及事業	8,000	1,780
計	93,170	23,381

（注）食流機構の資料に基づき当省が作成した。

補助事業の執行に係る不適切事例⑤

全ての代行施行において、一般競争入札又は指名競争入札が行われず、随意契約となっていたもの

〔通い容器等の普及促進に係る事業等〕

集出荷施設の統廃合については、強い農業づくり交付金による交付金を都道府県に対して交付することにより推進されているところ、強い農業づくり交付金による交付金を受けた事業実施主体が事業を施行する方法については、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8263 号農林水産省経営局長等通知）に基づき、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行（平成 17 年度は系統施行）」のいずれかによることとされている。また、「代行施行」における契約は、原則として、一般競争入札に付することとされている。

今回、集出荷施設の統廃合等を行うため、平成 17 年度から 20 年度までの間に強い農業づくり交付金による交付金の交付を受けた 10 事業実施主体のうち、代行施行が実施されている 3 事業実施主体の 6 件（契約額は合計約 4,200 万円）について調査したところ、全ての契約において一般競争入札又は指名競争入札が行われず、随意契約となっているといった状況がみられた。

上記の原因として、強い農業づくり交付金による交付金の交付を受けて実施する事業において、当該事業の契約を行う場合、都道府県等が事業実施主体に対し、一般競争入札の実施の指導を徹底していないことが挙げられる。

表 集出荷施設の整備事業における契約状況（代行施行）

（単位：千円）

事業実施主体 （都道府県）	年度	契約内容	契約の方法	建設費	製造請負	
					管理料等	工事費
紀州中央農協 （和歌山県）	平成 20	機械等設置工事	随意契約	590,940	17,115	573,825
		冷却機等設置工事		80,955	2,310	78,645
あいち中央 農協 （愛知県）	18	機械等設置工事	随意契約	113,850	3,850	110,000
ながさき西海 農協	18	機械等設置工事	随意契約	825,300	11,550	712,950
		冷却機等設置工事				100,800
		施設新築工事				509,250
計		6 契約		2,127,645	42,175	2,085,470

（注） 当省の調査結果による。

補助目的以外の用途に使用していたもの

〔食品流通高付加価値モデル推進事業〕

財団法人食品流通構造改善促進機構が、平成 17 年度から 19 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した食品流通高付加価値モデル推進事業の執行状況を調査したところ、年度末に事業と直接関係のない備品を購入しているのがみられた。

具体的には、17 年度に書庫等の購入（47 万 716 円）など本来の事業目的に沿った経費の執行となっていないのがみられた。

当該経費について、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

〔国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業〕

財団法人魚価安定基金(以下「基金」という。)は、国庫補助を受け、平成 18 年度に「国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業」（補助額 2,105 万 5,000 円）、19 年度及び 20 年度に「水産物流通構造改革事業」（19 年度補助額 2,298 万円、20 年度補助額 2,407 万 1,000 円）を実施している。

上記事業では、漁村における加工、販売事業に取り組む漁村女性グループ間の情報交換による技術水準のアップや販売手法の拡大等にかかわる連携等を図り、漁家経営の基盤強化につながる女性加工グループのビジネスモデルの構築を支援するため「全国漁村女性加工サミット」を開催している。

今回、平成 18 年度から 20 年度における同サミットの支払内容を調査したところ、18 年度は飲食代として「buffet・飲み放題」（16 万 5,000 円(税抜)。個人負担総額 11 万 2,000 円を含む。）、19 年度及び 20 年度は事前打合せ費及び懇親会費としてオードブル、菓子、アルコール類（19 年度 17 万 2,272 円(税込)。個人負担総額 3 万 5,000 円を含む。）、20 年度 15 万 8,130 円(税込)。個人負担総額 3 万 9,000 円を含む。）の支出がみられた。

しかし、事前打合せの際の菓子・アルコール類及び懇親会の際のアルコール類の支出については、国庫支出として不適切であるため、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

なお、農林水産省では、アルコールの支出は補助対象外経費としている。